

静岡県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第45号

静岡県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例

静岡県迷惑行為等防止条例（昭和38年静岡県条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(反復したつきまとい行為等の禁止)</p> <p>第4条 何人も、正当な理由がなく、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等を除き、第1号から第4号まで及び第5号（電子メールの送信等（同条第2項に規定する電子メールの送信等をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居等（住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所をいう。以下同じ。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復して行ってはならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 電話を掛けて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話を掛け、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。</p> <p>(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快若しくは嫌悪の情を催させるような物又はそれらを視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機によ</p>	<p>(反復したつきまとい行為等の禁止)</p> <p>第4条 何人も、正当な理由がなく、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等<u>及び同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等</u>を除き、第1号から第4号まで及び第5号（電子メールの送信等（同条第2項に規定する電子メールの送信等をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居等（住居、勤務先、学校その他その<u>現に所在する場所又は通常所在する場所</u>をいう。以下同じ。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復して行ってはならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 電話を掛けて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話を掛け、<u>文書を送付し</u>、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。</p> <p>(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快若しくは嫌悪の情を催させるような物又はそれらを視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機によ</p>

る情報処理の用に供されるものをいう。第8号において同じ。)その他の記録を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7)・(8) (略)

る情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)その他の記録を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7)・(8) (略)

(9) その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項第1号に規定する位置情報をいう。以下同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で公安委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）（次号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を公安委員会規則で定める方法により取得すること。

(10) その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として公安委員会規則で定める行為をすること。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。